

青森県持続可能な買い物支援サービス網構築業務に係る企画提案公募要領

1 業務の趣旨

近年、人口減少や少子高齢化が続き、超高齢化時代の到来が間近に迫る中、高齢者を中心に、日々生活していく上で欠かせない食品や生活必需品が思うように手に入らない、いわゆる、買い物弱者の増加が懸念されている。こうした状況下において、青森県型地域共生社会の実現を図るため、客観的に実態を把握し、地域における持続可能な買い物支援サービス網の構築を目指す調査・検討を行う必要がある。

そこで、県内における買い物弱者や買い物支援サービス網の実態把握を目的とする調査の実施及び買い物支援が必要な地域の方々や地元自治体、商業者、交通会社等で構成する研究会による検討を実施することとし、事業者から企画提案を受け、その中から最も適切と思われる提案を行った者を選定する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

青森県持続可能な買い物支援サービス網構築業務

(2) 予算額

5, 182, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※委託料は、原則として精算払とする。

(3) 実施期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）

(4) 実施内容

別紙 青森県持続可能な買い物支援サービス網構築業務委託仕様書のとおり

3 企画提案の内容

(1) 選定方法等

企画提案に参加しようとする者は、下記（4）に掲げる書類を県に提出すること。

審査は、提出された書類及びプレゼンテーションの内容に基づいて行い、審査会で最も優れた提案を行ったと認める者を委託先候補として選定する。

(2) 応募資格

応募する時点で、次の要件をすべて満たす企業、団体とする。

ア 当該業務を企画・運営する十分な執行体制を有していること

※当該業務を遂行するために十分な人員（実員）が確保されていること

イ 資金等について十分な管理能力を有していること

※委託対象となる経費を理解して経費積算が行われていること

ウ 宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと

- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと
- オ 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと
- カ 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと

（3）対象となる経費

ア 直接経費

人件費（従事内容、従事時間等が特定できるものに限る）、分析データ購入費、旅費、賃借料、消耗品費、通信運搬費等

イ 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内）

ウ ア～イに係る消費税及び地方消費税分

※次に掲げる経費は対象外

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、パソコン等の物品）の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他、事業との関連性が認められない経費
- ・国、地方公共団体の補助金、委託等により、既に支弁されている経費

（4）提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 経費積算書（様式3）

エ 事業者概要（会社案内、組織体制、定款、登記事項証明書の写し等）

オ 貸借対照表及び損益計算書（直近2期分）の写し又はそれに類するもの

（5）提出方法

参加表明書は書面1部、それ以外の提出書類は各5部を郵送又は持参すること。

（6）スケジュール

ア 参加表明書 令和4年4月28日（木） 17:00必着

イ 参加表明書以外の書類 令和4年5月16日（月） 17:00必着

4 企画案の審査内容

審査会では、次の観点から総合的に評価し、委託先候補者を選定する。

○遂行能力：実施体制の整備状況、業務に関する専門知識、関連業務の受注実績 等

○実施内容：実施内容の具体性、有効性 等

○経費見積内容：経費、積算の妥当性 等

○その他：積極性、独自の創意工夫 等

5 審査結果の通知

- （1）審査終了後、速やかに提案者に通知する。

- (2) なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (3) 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規定に基づき、締結する。
- (4) 企画提案事業の内容、規模及び経費等については、調整の上変更することがある。

6 留意事項

- (1) 選考された事業は、県からの委託事業として実施する。
- (2) 本委託事業の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守する。
- (3) 受注者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）等を遵守する。
- (4) 事業の受託により得られた情報等については、事業終了後においても守秘義務がある。

7 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合があります。

8 その他

- (1) 本募集について提出された提案書その他の書類（以下「提案書等」という。）は返却しない。
- (2) 提案書等は、審査選考以外の目的で提案者に無断で使用しないものとし、審査選考に必要な範囲において複製を作成する。
- (3) 提案書等の作成及び提出に掛かる費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 応募資格のない者の提案及び提案書等に虚偽の記載をした場合は、その提案を無効とする。

9 提出先・問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県商工労働部商工政策課団体・商業支援グループ 高屋
TEL:017-734-9369 FAX:017-734-8106
E-mail:shoko@pref.aomori.lg.jp

※本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間
(8:30~12:00、13:00~17:00)